

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-7-14 (ビュレックス京橋)

電話 03(3528)6525 FAX 03(3528)6526

E-mail: ibl@ibltokyo.jp <http://www.ibltokyo.jp>

★月例会のご案内★

スパイ防止法と経済安全保障

企業はどう備えるべきか？

今年の2月の衆議院総選挙で自民党が圧倒的な強さで勝利し、高市政権が信任されました。今後、長期政権が見込まれる高市政権の下、高市政権が中心的課題とする経済安全保障分野について議論が深まり、関連法案の成立が加速するものと思われます。

その中で企業にとって今後リスクマネジメントの一つとして考慮すべき課題が「スパイ防止法」です。1980年代から法案は準備されていましたが、両議院で議論が深まらず成立しませんでした。それ以降、約30年近く国際政治は著しい変化を見せる中、スパイ天国と言われる日本でもようやくこのスパイ防止法について各国に歩調を合わせる形で議論がなされるようになりました。

ところが、弁護士や研究者などの法曹界、あるいは企業リスクマネジメントの分野で、このスパイ防止法について企業リスク管理の立場から問題を取り上げることもなく、論稿も少ないので現状です。他方、スパイ防止法などの関連法制は今後整備が進むものと思われます。そこで、この分野について専門的知見をお持ちの先生をお招きして、現在議論されているスパイ防止法についての概要をご説明いただき、更に昨今声高に呼ばれる経済安全保障への対応について、今後企業がリスク管理の立場でどのように対応すべきかについて詳しくお話をいただきます。

企業においては、法務部門のみならず経営企画部門や事業推進（企画）部門、さらには人事部門の方にもご参加いただきたいとご案内申し上げます。スパイ防止法と一口に申し上げても様々視点がありますから、単に法務だけの問題ではなく経営に直結する問題であることにご留意ください。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

記

日 時 2026年3月19日（木）16時～17時30分（日本時間）

内 容 「スパイ防止法と経済安全保障 企業はどう備えるべきか？」

講 師 稲村悠先生 (Fortis Intelligence Advisory 株式会社 代表取締役
外交安全保障アカデミー「OASIS」講師)
(略歴)

大卒後、警視庁に入庁。刑事課勤務を経て公安部捜査官として諜報事件捜査や情報収集に従事した経験を持つ。警視庁退職後は、不正調査業界で活躍後、大手コンサルティングファーム (Big4) にて経済安全保障・地政学リスク対

応に従事した。その後、Fortis Intelligence Advisory 株式会社を設立。BCG 出身者と共に、世界最大級のセキュリティ企業と連携しながら経済安全保障対応や技術情報管理、企業におけるインテリジェンス機能構築などのアドバイザリーを行う。また、当協会を通じてスパイやヒュミントの手法研究を行いながら、官公庁（防衛省等）や自治体、企業向けへの諜報活動やサイバー攻撃に関する警鐘活動を行う。メディア実績多数。著書に『謀略の技術』（中央公論社）、『企業インテリジェンス』（講談社）、『防諜論』（育鵬社）、『元公安捜査官が教える「本音」「嘘」「秘密」を引き出す技術』（WAVE 出版）

会 場 ハイブリッド方式（国際商事法研究所会議室 または WEB）

※会議室への参加の定員は、10名です。なお、先着順ですので、定員に達し次第、お申込の受付を終了致します。

（その場合、WEBからの参加は引き続きお申込可能です。）

弊所会議室は感染対策（室内空気清浄機導入済）を施しております。

定 員 10名（弊所会議室）、100名（Web）

※ なお、会議室ご参加の方には、稻村悠先生のご著書「企業インテリジェンス 組織を導く戦略的思考法」「謀略の技術」を差し上げます。

※ 17時30分終了後、簡単なお食事とお飲み物を用意いたします。ご歓談ください。

参加費 会員無料

申込要領 参加をご希望の場合方は、①会議室参加もしくは②WEB参加をご記入の上 直接、メールにてお申し込み下さい。

【申込先】ibl@ibltokyo.jp（国際商事法研究所 事務局 鈴木）

※お申込に係る個人情報は、当月例会の受付事務に利用し、他には利用しません。

ご講演の内容

- 1 スパイ防止法を巡る経緯
- 2 日本に足りないスパイを防止するための法
- 3 情報管理と人的資本管理：とりわけ「人のデュー・ディリジェンス」とは？ 4
経済安全保障の考え方：「輸出管理」など従来の概念と全く違うアプローチ手法 5 終わりに 新しい次元での企業のリスク管理のために